



厚生労働省福島労働局 発表

平成 26 年 1 月 28 日

担  
当

福島労働局労働基準部監督課  
監督課長 樋口 雄一  
主任監察監督官 松野 正佳  
電話 024 ( 536 ) 4602

## 建設業一斉監督指導の結果について

- 246 現場に監督指導を行い、114 現場 ( 46.3% ) に是正勧告 -

福島労働局 ( 局長 河合 智則 ) は、昨年 12 月に管内で実施した建設業一斉監督指導の結果を以下のとおり取りまとめました ( 詳細は別紙 1 「建設業一斉監督指導結果の概要」参照 ) 。

福島労働局管内の各労働基準監督署では、東日本大震災に伴う復旧・復興工事によるさらなる労働災害の増加が危惧されること等から、平成 25 年 12 月 2 日から同 20 日までの間、建設工事現場 ( 除染現場を除く ) に対して集中的に監督指導を実施しました。

その結果、監督指導を実施した 246 現場のうち、114 現場 ( 違反率 46.3% ) に労働安全衛生法違反が認められました。

法違反の内容を主要事項別にみると、

- ・ 墜落防止措置に係る違反 83 現場
- ・ 元請事業者の講ずべき措置に係る違反 72 現場
- ・ 建設機械災害防止措置に係る違反 15 現場
- ・ 作業主任者の選任に係る違反 14 現場

等が認められました。

監督指導結果を受けて、福島労働局長は墜落災害等の労働災害防止対策の徹底について、本日、発注機関・関係団体に対して別紙 2 のとおり要請を行いました。

福島労働局では、建設工事現場における労働安全衛生法違反については、死亡災害の発生等重大な事態につながる危険性が高いことから、引き続き、建設工事現場に対する重点的な指導を行うこととしています。

なお、本件は岩手・宮城の各労働局とともに、3 局一斉に実施したものであり、その結果の概要は、別紙 3 のとおりです。

## 建設業一斉監督指導結果の概要

表 1 概要

区分	監督指導実施現場数		
		違反現場数	違反率
土木工事	62	19	30.6%
建築工事	161	92	57.1%
その他工事	23	3	13.0%
合計	246	114	46.3%

表 2 主要事項別違反現場数

主要事項	違反現場数				違反率			
		土木	建築	その他		土木	建築	その他
墜落防止措置（注 1）	83 (23)	6 (2)	75 (21)	2 (0)	33.7%	9.7%	46.8%	8.7%
元方事業者の講ずべき措置	72	9	60	3	29.3%	14.5%	37.3%	13.0%
建設機械災害防止措置	15	9	6	0	6.1%	14.5%	3.7%	0.0%
作業主任者の選任等	14	2	12	0	5.7%	3.2%	7.5%	0.0%
その他	38	8	28	2	15.4%	12.9%	17.4%	8.7%

（注 1）（ ）内は法違反が認められたもののうち、使用停止等命令（危険な箇所への立入禁止や危険な作業の停止等を命ずるもの）を行った件数である。

（注 2）1現場で複数の違反が認められることもあるため、表 1 の違反現場数とは一致しない。

表3 違反事例

主 要 事 項	違反事例
墜 落 防 止 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ2メートル以上の足場に、手すり、中さん等、足場の種類に応じた墜落防止措置を講じていなかった。</li> <li>・ 高さ2メートル以上の箇所にある開口部に、覆いを設ける等の墜落防止措置を講じていなかった。</li> </ul>
元 請 事 業 者 の 講 ず べ き 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元方事業者（元請）が関係請負人（下請）等に対し、労働安全衛生法に違反しないように必要な指導を行っていなかった。</li> </ul>
建設機械災害防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両系建設機械（バックホウ等）を用いて作業を行う場合に、運転中の車両系建設機械に労働者が接触することを防止するための、立入禁止措置や誘導員を配置する措置を講じていなかった。</li> <li>・ 車両系建設機械及び移動式クレーンを用いて作業を行う場合にあらかじめ作業計画等を定めていなかった。</li> </ul>
作 業 主 任 者 の 選 任 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ5メートル以上の足場の組立の作業を行う場合に、作業の進行状況を監視する等の職務を行う、足場の組立て作業主任者を選任していなかった。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業場に通じる場所に、労働者が使用するための安全な通路を設けていなかった。</li> <li>・ 携帯用丸のこ盤の歯が、労働者の手等に接触することを予防するための装置の機能を有効な状態で保持していなかった。</li> </ul>

福島労発基 0 1 2 8 第 2 号  
平成 2 6 年 1 月 2 8 日

業界団体の長 殿

福島労働局長

建設工事現場に対する労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から労働行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

福島労働局におきましては、東日本大震災に伴う災害復旧・復興工事における労働災害防止対策を最重点課題の一つとして取り組んでいますが、復旧・復興工事を含めた多くの建設工事が行われる中で、県内における建設業の労働災害は、東日本大震災前と比較し大幅に増加しています。

こうした状況を踏まえ、管下 9 労働基準監督署において、平成 2 5 年 1 2 月 2 日から同 2 0 日までの間、建設業（除染現場を除く）に対し集中的に監督指導を実施した結果、監督指導を行った 2 4 6 建設現場のうち 4 6 . 3 %（1 1 4 現場）に労働安全衛生法違反が認められました。

つきましては、別添の監督指導の実施結果について、会員事業場に周知いただくとともに、建設工事現場における労働災害防止対策の徹底について、改めて御指導いただきますようお願いいたします。

なお、本要請に基づく取組を行っていただいた場合には、当局労働基準部監督課まで可能な限り具体的に御報告いただきますよう併せてお願いいたします。

【問い合わせ先】

福島労働局労働基準部監督課  
佐藤、田中

住所 〒9 6 0 - 8 0 2 1

福島市霞町 1 - 4 6

福島合同庁舎 5 階

電話：0 2 4 - 5 3 6 - 4 6 0 2

なお、要請文の別添については、別紙 1「建設業一斉監督指導結果の概要」と重複しているため、省略しています。

福島労発基0128第3号  
平成26年1月28日

発注者団体の長 殿

福島労働局長

建設工事現場に対する労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から労働行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

福島労働局におきましては、東日本大震災に伴う災害復旧・復興工事における労働災害防止対策を最重点課題の一つとして取り組んでいますが、復旧・復興工事を含めた多くの建設工事が行われる中で、県内における建設業の労働災害は、東日本大震災前と比較し大幅に増加しています。

こうした状況を踏まえ、管下9労働基準監督署において、平成25年12月2日から同20日までの間、建設業（除染現場を除く）に対し集中的に監督指導を実施した結果、監督指導を行った246建設現場のうち46.3%（114現場）に労働安全衛生法違反が認められました。

つきましては、別添の監督指導の実施結果を安全推進協議会やパトロールにご活用いただく等、建設工事における労働災害防止対策の徹底について一層の御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

福島労働局労働基準部監督課  
佐藤、田中

電話：024-536-4602



## Press Release

## 報道関係者各位

厚生労働省 岩手労働局 宮城労働局 福島労働局 発表 平成26年1月28日
--

担 当	岩手労働局労働基準部監督課 監督課長 高橋嘉寿満 主任監察監督官 内藤淳一 電話 019-604-3006
	宮城労働局労働基準部監督課 監督課長 横田秀樹 専門監督官 武田栄治 電話 022-299-8838
	福島労働局労働基準部監督課 監督課長 樋口雄一 主任監察監督官 松野正佳 電話 024-536-4602

## 建設業一斉監督指導の結果について

～ 岩手・宮城・福島の各労働局が12月に一斉に実施 ～

岩手・宮城・福島の各労働局では、東日本大震災に伴う復旧・復興工事などによる更なる労働災害の増加が危惧されることから、平成25年12月2日(月)から同年12月20日(金)までの間、建設工事現場に対して集中的に監督指導を実施しました。

その結果(別紙1「建設業一斉監督指導結果の概要」参照)、監督指導を実施した473建設工事現場のうち、過半数の266現場(違反率56.2%)に労働安全衛生法等違反が認められました。

また、法違反の内容を主要事項別にみると、墜落防止措置に係る違反168現場、元請事業者の講ずべき措置に係る違反156現場、建設機械災害防止措置に係る違反62現場などとなっています。

今回の監督指導結果を受けて、労働災害防止対策の徹底について、発注機関・関係団体に対して要請を行います。(宮城労働局及び福島労働局においては、平成26年1月28日付けで要請を行いました。)

各労働局では、建設工事現場における労働安全衛生法違反については、死亡災害の発生等の重大な事態につながる危険性が高いことから、引き続き、建設工事現場に対する重点的な監督指導等を行うこととしています。

## 建設業一斉監督指導結果の概要

### 1 岩手・宮城・福島労働局（3局合計）の監督指導状況

473現場に監督指導を実施した結果、56.2%の266現場において労働安全衛生法違反が認められました。

このうち、危険な箇所への立入禁止や危険な作業の停止といった使用停止等命令を44現場に対して行いました。（表1参照）

表1 一斉監督実施結果

	合 計	岩手局	宮城局	福島局
一斉監督現場数	473	99	128	246
違反現場数	266	70	82	114
違反率	56.2%	70.7%	64.1%	46.3%
使用停止等命令 現場数	44	13	8	23

### 2 労働安全衛生法等の主要事項別の違反状況

労働安全衛生法等の主要事項別にみると、墜落防止措置に係る違反（足場等を含む。）168現場、元請事業者の講ずべき措置に係る違反156現場、建設機械（移動式クレーンを含む。）災害防止措置に係る違反62現場、作業主任者の選任等に係る違反38現場となっています。

（表2参照）

表2 労働安全衛生法等の主要事項別違反件数

( )内は違反率

労働安全衛生法等の主要事項	合計	岩手局	宮城局	福島局
墜落防止措置	168 (35.5%)	47 (47.5%)	38 (29.7%)	83 (33.7%)
元請事業者の講ずべき措置	156 (33.0%)	33 (33.3%)	51 (39.8%)	72 (29.3%)
建設機械災害防止措置	62 (13.1%)	21 (21.2%)	26 (20.3%)	15 (6.1%)
作業主任者の選任等	38 (8.0%)	14 (14.1%)	10 (7.8%)	14 (5.7%)
その他	97 (20.5%)	22 (22.2%)	37 (28.9%)	38 (15.4%)

労働安全衛生法等違反件数は、1つの現場で複数の違反があるため、表1のそれと一致しない。

### 3 主な違反の事例

主な違反の事例としては、次のようなものがありました。(表3参照)

表3 主な違反事例

事 項	主な違反事例
墜落防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ2メートル以上の作業床の端や開口部に囲い、手すり等の墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。</li> <li>高さ2メートル以上の足場には、手すり、中さん、幅木等、足場の種類に応じた墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。</li> </ul>
元請事業者の講ずべき措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>元方事業者(元請)は、関係請負人(下請)等が法令に違反しないように必要な指導を行わなければならないが、これを怠っていたこと。</li> </ul>



<p>建設機械災害防止措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両系建設機械（ドラグショベル等）を用いて作業を行う場合には、運転中の車両系建設機械に労働者が接触することを防止するために、立入禁止措置や誘導員を配置する措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。</li> <li>・ 車両系建設機械（ドラグショベル等）で荷をつり上げ、その主たる用途以外の用途に使用させてはならないが、用途外の使用を行っていたこと。</li> <li>・ 車両系建設機械及び移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、あらかじめ作業計画等を定めなければならないが、これを怠っていたこと。</li> <li>・ ロングスパンエレベーターについては、構造規格に適合するものでなければ使用させてはならないが、リミット装置（エレベーターの動きを制限する安全装置）のないロングスパンエレベーターを使用させていたこと。</li> </ul>
<p>作業主任者の選任等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働災害を防止するために特に管理を必要とする作業（足場の組立てや型枠支保工の組立て等）を行う場合は、作業主任者を選任し、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項（作業の方法及び労働者の配置を決定し作業の進行状況の監視等）を作業場の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知を行うとともに、当該作業主任者にその職務を履行させなければならないが、これを怠っていたこと。</li> </ul>

そ の 他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 作業場に通じる場所及び作業場内には労働者が使用するための安全な通路を設け、これを有効に保持しなければならないが、これを怠ったこと。</li><li>・ 作業で使用するはしごについては、転位を防止するための措置を講じなければならないが、これを怠ったこと。</li><li>・ 金属をアーク溶接する作業等粉じんの発生する作業を行う場合には、労働者に呼吸用保護具を使用させなければならないが、これを怠っていたこと。</li><li>・ 型枠支保工を組み立てるときは、組立図を作成しなければならないが、これを怠っていたこと。</li><li>・ 型枠支保工については、支柱の脚部の固定、根がらみの取付け等支柱の脚部の滑動を防止するための措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。</li><li>・ 移動式クレーンやドラグショベル等労働災害が発生する危険性が高い機械等を使用する場合は免許等を有する者でなければ就業させてはならないが、資格のない者に就業させていたこと。</li></ul>
-------------	---